



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

国民年金納付率

厚生労働省によると、「09年度の国民年金の保険料納付率は、59.98%と初めて6割を割り込み、過去最低を更新」と発表がありました。

この発表によると、09年度の納付率は前年対比2.1%のマイナスで、4年連続のマイナス。また、加入者1985万人のうち未納者は321万人と16%に上回った。未加入者も9万人おり、未納・未加入は合わせて330万人となったそうです。

国民年金の未納率は92年度の14.3%を底に年々上昇し、02年度に当時最悪の37.2%まで悪化した。日本年金機構の前身、旧社会保険庁は「納付率80%」の目標を設定し、一時回復に向かったものの、07年度に年金記録問題が発覚し、納付担当者の6割を記録問題に充てたことが響き、毎年2ポイントずつ低下している。日本年金機構では当面の納付率目標を「現状維持」とする意向だが、年金記録問題を重視することが制度の劣化を招く状況にあるようです。

厚生労働省では、納付率の低下の背景として、非正規労働者の増加、納付率が高い団塊の世代が60歳に達して加入者から抜けたことの影響を挙げています。

未納者を世代別にみると、25～29歳は52.9%と最も高く、最低の55～59歳(26.7%)のほぼ倍に近くなっています。

「4割以上未納で、よくつづれないものだな」と思いますが、年金制度自体は、ほぼ半分を税金でまかなわれており、サラリーマンが加入する厚生年金や公務員の共済年金そして保険料納付義務のない主婦などの第3号被保険者を合わせるとほぼ7000万人の加入者がいます。国民年金の納付義務者である自営業者などの第1号被保険者1985万人のうち40%の未納を年金加入者全体で支えている格好です。また、未納後2年間は納付できるので、実際の未納率はもっと少なくなり破綻を免れているというところでしょうか。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合は申請により、保険料が免除や猶予される制度があります。未納の状態では追納できませんが、免除や猶予なら10年以内で後から保険料を追納できるので、将来の給付につながります。

国民の年金不信が高まり、消えた年金問題の全面解決はまだまだ時間がかかりそうな状況の中、4割が未納ということは制度として成り立っていない事は明白です。民主党は全額税による最低保障年金を創設し年金機構と国税庁を統合した歳入庁を創設する意向があるようですが、未だ具体策は聞こえてきません。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

Question (外国為替証拠金取引(FX取引)にかかる課税について)
 最近の為替変動に目をつけ、個人で外国為替証拠金取引(以下、FX取引)を開始してみたのですが、課税方法が異なるものと聞きました。
 利益が生じた場合と損失が生じた場合について、概略を教えてください。

Answer
 FX取引については、取引所での取引と、証券会社等の店頭取引の二つがあり、それぞれ課税方法や損失繰越の可否について大きく異なりますので、注意が必要です。

解説



この原稿を書いている時点では結構な円高状況となっており、また為替の変動幅が大きいと、得られる利益が多額になるチャンスのあるFX取引が活況なようです。

しかし同じようなFX取引でも、取引方法によって課税方法が異なってくるため、知っているだけで有利となる場合もあるようです。

FX取引には、(株)東京金融取引所における「くりっ365」及び(株)大阪証券取引所における「大証FX」での取引(以下、取引所における取引)と、証券会社等のいわゆるFX業者の店頭にて行われる取引があります。

取引所における取引で生じた利益については、申告分離課税といって給与所得等とは分離して税額が計算される方法が適用されます。これは先物取引にかかる所得として、生じた利益に対して20%(所得税15%、住民税5%)の税金が課税されることとなっています。また、商品先物取引や日経平均先物取引等の所得と損益を通算することが可能であり、これらを通算してもなお損失(所得がマイナス)となった場合には、確定申告を行うことを要件として、その損失を3年間繰越すことが出来ます。

これに対してFX業者の店頭取引によって生じた利益は、雑所得という総合課税(給与所得等と合算して税額が計算されます)が適用されることとなり、累進税率が適用されることから、給与所得等他の所得金額が大きい場合には高い税率が適用されることとなります。また、FX取引による損失が生じた場合には雑所得(公的年金や原稿料・印税などの収入)内で損益を通算することが出来ますが、雑所得内で通算してもなお残ってしまう損失の金額は、給与所得等の他の所得と損益の通算をすることが出来ず、そのような損失を翌年以降に繰越すこともできません。

項目	取引所における取引	店頭取引
課税方法	分離課税	総合課税
損益通算	他の先物取引	他の雑所得
損失の繰越	確定申告を要件として できます	できません

根拠条文等

租税特別措置法	第41条の14 (先物取引に係る雑所得等の課税の特例)
租税特別措置法	第41条の15 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)
租税特別措置法施行令	第26条の23 (先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)
租税特別措置法施行令	第26条の26 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)